

業務連絡  
令和4年5月18日

会員各位

公益社団法人山形県トラック協会  
業務部

### 令和4年度「不正改造車排除運動」強化月間の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動の目的としまして、我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっております。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するため積極的な運動を実施しております。

つきましては、「不正改造車排除運動」としまして、6月を強化月間と定め積極的な運動の推進にご協力下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、令和4年6月1日(水)から6月30日(木)までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」における強化月間とし、特に重点をおいて実施する。

#### 2. 実施内容

別添1. 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

別添3. 令和4年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領

別添5. 「不正改造防止自主点検票」

以上

## 別添 1

国自整第9号  
国自基第11号  
令和4年4月15日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長  
(公印省略)

### 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和4年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても傘下団体及び事業者に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いします。

## 令和4年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和4年4月19日  
(公社) 全日本トラック協会

### 1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

### 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点において運動を実施する。

### 3. 不正改造項目

#### 《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

#### 《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし棒の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

#### 4. 実施内容

- (1) 全ト協「広報とらっく」5月1日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

#### 5. 各都道府県 トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方 トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いします。
- (2) 各地方 トラック協会の運動については、各都道府県 トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いします。

以上

整理番号

# 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年月日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項 事業場関係者所有車両等の状況	不正改造車両の有無	点検内容		チェック欄	
		社用車		適	要改善
		従業員車両		無	有(台)
		販売車両		無	有(台)
		その他		無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。